

自己評価報告書

平成23年 5月11日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730039

研究課題名(和文)

日本・スウェーデンの社会福祉争訟の比較法研究

研究課題名(英文)

Comparative study about social welfare disputes in Japan and Sweden

研究代表者

中野 妙子 (NAKANO TAEKO)

名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・准教授

研究者番号：50313060

研究分野：社会法学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：社会法学、社会福祉関係、スウェーデン

1. 研究計画の概要

本研究は、社会福祉サービスを利用する過程で生じる様々な不服・トラブルが、どのように解決されているか、そしてどのように解決されるべきかを追求するものである。スウェーデンの社会サービス利用関係に関する知識を土台として、実際に生じる争訟例を収集・分析し、スウェーデンにおいてどのような争訟が社会サービスを巡って起こるか、どのような解決方法が取られているか、そしてその問題点は何かを探る。さらに、日本における社会福祉サービス争訟の例を収集・分析し、わが国の現行制度下でどのような争訟が起こるか、現在どのような解決方法が取られているか、そしてどのような問題点を抱えているかを明らかにする。最終的には、日本とスウェーデンの法制度・争訟例の比較検討を通じて、より良い争訟解決制度を提案することを目指す。

2. 研究の進捗状況

これまで、(1)国内の社会サービス争訟例の収集および分析、および(2)スウェーデンの社会サービスの利用過程・紛争解決制度に関する調査を軸に、研究を遂行してきている。

(1)については、公判裁判例の収集・分析を中心に研究を遂行している。具体的には、自身が所属する各地の研究会において自分自身で判例研究を報告し、参加者からの意見を募るほか、他の研究者による報告から情報収集を行うために各地の研究会に積極的に参加を行ってきた。個々の裁判例の分析・検討の成果は、随時、判例評釈として発表している(下記の研究成果①、②、④)。また、介護保険法および障害者自立支援法の下での契約方式によるサービスの提供に伴い生じ

る法律問題について、介護保険契約・自立支援契約の特徴、サービス提供過程で生じる紛争の特徴、サービス解約をめぐる問題を総合的に検討した成果は、下記の研究成果②として発表済みである。

(2)については、毎年、スウェーデンでの現地調査を行い、ルンド市およびマルメ市の社会福祉事務所において行政実務の担当者からの聞き取り調査を行ったほか、ルンド大学法学部・社会学部において研究者からの意見聴取を行っている。その結果、スウェーデンにおいても、近年、民営化の促進および利用者の選択権の保障が重視されており、この点に関する新たな法律が制定施行されたことが明らかになった。しかし、同法に基づく選択自由制を導入したルンド市においては、制度導入後も、多くの高齢者が選択をせず、高齢者とプロバイダーの間に契約が発生するという概念は芽生えていないことなどが明らかとなった。また、マルメ市では社会サービスにおける選択自由制をそもそも導入していないことが判明した。さらに、研究者からは、選択自由制に対して、国土の大部分を占める小規模コミュニティには不適切だとの、否定的な評価がなされていることも明らかになった。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している

(理由)

日本国内の紛争例の調査・分析については、当初の計画通りに進行している。一方、スウェーデンについては、採択後の2008年に社会サービスの選択自由制に関する新しい法律が制定・施行されたため、当初の研究計画

から若干離れ、同法による制度の変化や同法に対する評価についての調査に重点を置いて研究を進めてきた。しかし、当初予定していた研究の目的は、変更する必要がなく、4.で記すように達成できるものと考えている。

4. 今後の研究の推進方策

平成 23 年度はこれまでと同じように、(1) 国内の社会福祉争訟例の収集・分析と、(2) スウェーデンの社会サービス利用過程およびそこで生じる争訟例の収集・分析を行うほか、(3) 両国の制度の比較検討、および(4) スウェーデンに関する研究成果の発表を行う予定である。

3. で述べたように、(2) のスウェーデンに関する調査研究は当初の研究計画からその重点を変更して行ってきた。そこで、今年度は本来の研究計画に研究内容をより近付けるために、社会サービスの利用を巡って生じる争訟例の収集・分析を行う。収集する争訟例は、残された研究期間との兼ね合いから、主に公刊された裁判例を対象を絞る。

また、平成 23 年度は本研究の最終年度となるため、本研究の集大成として、上述した(3) 両国の制度の比較検討および(4) スウェーデンに関する研究成果の発表を目指す次第である。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① 中野妙子、「私立大学の自社年金制度における受給者減額の有効性」、名古屋大学法政論集、240 号、頁数未定、2011 年、査読無
- ② 中野妙子、「指導指示への不服従を理由とする保護廃止処分の相当性」、名古屋大学法政論集、231 号、155-168 頁、2009 年、査読無
- ③ 中野妙子、「介護保険法および障害者自立支援法と契約」、季刊社会保障研究、45 卷 1 号、14-24 頁、2009 年、査読無
- ④ 中野妙子、「福祉の措置の民間委託と国家賠償責任」、名古屋大学法政論集、226 号、263-276 頁、2008 年、査読無